

児玉南土地区画整理事業地内の宅地公売を行います

市では、土地区画整理事業
施行地内の宅地（保留地）を
次のとおり公売します。

公売方法 公開抽選方式

抽選日 9月25日(水)

受付 9月2日(月)～13日(金)

(土・日曜日を除く) 午前

8時30分～午後5時15分

受付場所 都市計画課（市役

所2階）

申込資格・要件

- ・市税を滞納していない個人
- ・申し込みは、1世帯につき1画地まで
- ・契約金額の納付については土地売買契約と同時に100万円を契約保証金として納付し、かつ残金を90日以内に納付できること

・本庄市が都市計画事業とし

て施行する土地区画整理事業の保留地処分に関する規則に従うこと

抽選会場 市役所5階504会議室

※詳しくは、都市計画課で配布している案内書をご覧ください。

★お問い合わせは左記へ

★都市計画課 ☎1143

児玉南地区



	面積 (㎡)	単価(円/㎡)	公売価格 (円)
①	273.83	22,700	6,215,941
②	276.05	20,300	5,603,815
③	356.32	13,500	4,810,320
④	336.62	19,900	6,698,738
⑤	173.38	17,200	2,982,136

道路後退用地のご案内

市では、幅員が4m未満の狭い道路を解消するため「本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱」及び「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、道路中心線より2mの道路後退部分について寄附又は無償使用の承諾をお願いしています。

寄附・無償使用の承諾をいただいた道路後退用地については、市で維持・管理を行います。

寄附をしていただく場合は、申出者が事前に分筆登記の手続きを行い、一定の要件を満たすことにより、分筆費用について補助金（上限15万円）を交付します。

また、無償使用の場合は「後退用地の無償使用承諾書」の提出をお願いします。

★建築開発課 ☎1140、建設課 ☎1135

建築主のみなさんへ

工事監理者を定めましょう

近年、施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルが、大きな社会問題となっています。

そこで、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをする工事監理が重要になっています。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認し、欠陥工事などのトラブル防止に重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は建物を使用開始する前に完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎1140、熊谷建築安全センター本庄駐在（本庄県土整備事務所内） ☎3145

児童扶養手当・特別児童扶養手当の

「現況届」を忘れずに

特別児童扶養手当とは

精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

集中受付期間

8月12日(月)～16日(金)

受付場所 子育て支援課(市役所2階)、市民福祉課(総合支所仮庁舎)

用意 印鑑、証書等

※現況届用紙は受付場所にあります。

★子育て支援課 ☎11300、市民福祉課 ☎21333

現況届は、8月以降の手当を受けることができるかどうかを決定する大切なものです。提出しなかった場合、資格があっても手当を受けることができなくなりますので、忘れずに提出してください。

児童扶養手当とは
父母の離婚や父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、一定の障害のある父又は母が子どもを育てている人に支給される手当です。

※平成22年8月1日の法改正により、父子家庭も対象となりました。

ひとり親家庭等医療費支給制度をどう存じますか

ひとり親家庭等医療費支給制度は、母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
- ・養育者(親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者)と子ども

・父又は母が一定の障害にある家庭の親と子ども
登録手続きに必要なもの

①申請者と子どもの健康保険証

②通帳(申請者名義)

③印鑑(朱肉を必要とするもの)

④申請者と子どもの戸籍謄本(申請者が養育者であるときは子どもの父母の戸籍又は除籍謄本も必要)

⑤所得・課税証明書(平成25年1月1日の住所が市外の人)

※児童扶養手当を受けている人又は申請中の人は、児童扶養手当証書を提示することで④の書類を省略できます。
*他の書類が必要となることもありますので、申請前に左記へお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎11300、市民福祉課 ☎21333



支援ボランティア養成講座を開催します

地域と学校が連携し、障害のある子もいない子も地域でともに育ち、学ぶためには、地域のみなさんの理解と支援が必要です。この講座では、埼玉県立本庄特別支援学校・埼玉県立深谷はばたき特別支援学校の子どもたちとの交流・ボランティア体験などを行います。私たちにできることを、一緒に考えてみませんか。

日時	内容	会場
9月5日(木) 午前10時～正午	「支援籍について」の講話、本庄特別支援学校の見学	本庄特別支援学校
9月27日(金) 午前10時～正午	「活動の心構え」：活動者からの講話、深谷はばたき特別支援学校の見学	深谷はばたき特別支援学校
10月16日(木) 午前8時45分～正午	半日ボランティア体験 ※詳しくはお問い合わせください。	本庄特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校
10月20日(日) 午前10時～11時30分	ふれあいスポーツ交流会「ミニ運動会」	深谷はばたき特別支援学校
10月21日(月)～11月1日(金) 午前8時45分～午後3時30分	1日ボランティア体験 ※詳しくはお問い合わせください。	本庄特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校
11月22日(金) 午前10時～正午	「私の子育て」：保護者からの講話、情報交換、まとめ(感想発表など)	深谷はばたき特別支援学校

※ボランティア体験はどちらかの学校をお選びください。

対象 本庄市・児玉郡又は深谷市・寄居町に在住又は在勤者

定員 30人(先着順) 費用 無料

申込 8月8日(木)から電話で下記へ

★本庄市社会福祉協議会 ☎2755

